

# 法制執務の見直しに関する調査研究について

2024年5月24日

株式会社アスコエパートナーズ 株式会社ぎょうせい  
(委託元：総務省行政管理局)

# 「法制執務の見直しに関する調査研究」概要

## 背景・課題

- ・ **総務省**（行政管理局）は、「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」（令和3年6月29日）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、法制執務全体の業務フローの在り方の検証に参画。法制執務のデジタル化による**業務効率化・ミス防止**を図るため、デジタル庁における法令データベースの機能向上や法令エディタの開発等に、**業務見直しの観点から連携**
  - ・ 上記デジタル化を推進する上で、**業務面における課題**のうち大きなものとして、次の課題が挙げられる
    - ① **表・図・様式など機械可読性が低い法令構造**
    - ② **府省ごとに表記ルールのバラツキがあるなどシステム化が難しい改正規定**
- ※上記課題は、官民の法令データ利活用においても支障を生じる

## 調査研究内容

- ・ 主に以下の2つの項目について、現行法令における**実態把握・課題の類型化**を行い、たたき台となる**見直し案**も検討
  - ① **法令構造の構造データ化（表を中心）**
  - ② **改正規定の見直し（改正対照表の標準化を中心）**

※受託事業者：株式会社アスコエパートナーズ（一部を株式会社ぎょうせいに再委託）

# 本調査研究における見直しの観点

- ・本調査研究において、①法令構造の構造データ化、②「改正対照表」の標準化等について、たたき台となる見直し案の検討に当たっては、以下の3つの観点から課題及び見直し案を評価した。

## ①視認性



- ・法令の意味が正確に（まぎれなく）通じるか。
- ・人間が閲覧をした際に見やすいか。

## ②作業性



- ・法令改正等にあたり資料作成等の作業を行う際の工数・作業難易度（※主に行政官）
- ・改正法令を反映した法令データを作成する際の工数・作業難易度（※主にデータ整備事業者）

## ③機械可読性



- ・法令データの利活用（二次利用）が行いやすいか。
- ・改正法令の機械生成・法令データへの機械反映が可能か。

法令構造の構造データ化について

# 法令構造の構造データ化に係る調査研究内容（概要）

## 目的

- ・ 現行法令に係る法令データのうち、データが構造化されておらず利活用に課題がある法令構造、特に**表、図及び様式**について、表記ルールの見直しも含め、データの構造化に向けた課題・見直し案を検討する。
- ・ 法制事務デジタル化の観点では、**法令データの構造化が進めば、システムによる引用条項の検索や改正要否のチェックが可能な対象等、システムによる業務効率化・ミス防止が可能な範囲が拡大することが期待される。**

## 実施方法

### ①実態調査・課題の類型化

- ・ 法律、政令、府省令及び規則の**全法令XMLデータ8,619件**（令和4（2022）年10月24日時点）を対象に分析
- ・ **表、図及び様式**について、データの構造化及び利活用に向け、**実態調査・課題の類型化**を実施

| No. | 法令種別 | 属性値                  | XMLデータ数 |
|-----|------|----------------------|---------|
| 1   | 法律   | Act                  | 2,060   |
| 2   | 政令   | CabinetOrder         | 2,208   |
| 3   | 府省令  | MinisterialOrdinance | 4,110   |
| 4   | 規則   | Rule                 | 241     |
| 合計  |      |                      | 8,619   |

### ②見直し案の検討

- ・ **表**について、**24の課題類型**に整理した上で、類型ごとに以下の手順でデータの構造化に向けた**見直し案を検討**

① 法令立案段階での構造化（**表記ルール見直し**）

② 法令データ整備段階での構造化（**XMLスキーマの見直し**）

③ ②を適用した場合の**プロトデータ作成**

- ・ **図及び様式**について、見直しの方向性を検討・提示

※課題類型ごとに見直し案・見直し方針を検討したものであり、個別の法令ごとの見直し要否を全数検討したものではない

# 表の課題類型及び検討結果の概要

本資料における  
事例紹介あり

| No. | 分類             | 課題類型                            | 表記ルール<br>検討結果 | XMLスキーマ<br>検討結果 | No. | 分類  | 課題類型                                | 表記ルール<br>検討 | XMLスキーマ<br>検討結果 |
|-----|----------------|---------------------------------|---------------|-----------------|-----|-----|-------------------------------------|-------------|-----------------|
| 1   | 官報の内容又は体裁を再現   | 行や列を結合した表になっている。                | 現状維持          | プロト作成           | 13  |     | ”備考”を表を結合して表中に記載するか、表外に記載するか揺らぎがある。 | 見直し         | プロト作成           |
| 2   |                | データ上、結合で表現するか、透明罫線で表現するか揺らぎがある。 | —             | プロト作成           | 14  |     | 機械判読が難しいデータ（”} ”などの記号等）が入っている。      | 見直し         | プロト作成           |
| 3   |                | 長く続く表を横に折り返している。                | 現状維持          | プロト作成           | 15  |     | 表に項目名（見出し）がない。                      | 見直し         | プロト作成           |
| 4   |                | 条文自体を表形式（Table）を使って表現している。      | 見直し           | —               | 16  |     | 表の項目直下に単位が“値”として入っている。              | 見直し         | プロト作成           |
| 5   |                | 線による装飾や透明罫線を使用している。             | 見直し           | プロト作成           | 17  |     | 1つの項目に複数の値（情報）が入っている。               | 現状維持        | プロト作成           |
| 6   |                | 官報を再現するため、値に余計な空白を入れている。        | 現状維持          | プロト作成           | 18  | その他 | 斜線により項目を分割している。                     | 見直し         | 困難              |
| 7   | データ作成時のルールが未整備 | 階層のある値を表の中で並列に記載している。           | 見直し           | プロト作成           | 19  |     | 文字の配置。                              | 現状維持        | 今後検討            |
| 8   |                | 表がPDFで外部ファイルになっている。             | —             | —               | 20  |     | 二重罫など線種。                            | 現状維持        | 今後検討            |
| 9   | 表作成時のルールが未整備   | 表に記載されている値が漢数字など複数のパターンがある。     | 見直し           | プロト作成           | 21  |     | 罫のない表。                              | 見直し         | —               |
| 10  |                | 表に記載されている値に単位が入っている。            | 見直し           | プロト作成           | 22  |     | 表中の値に省略表現が用いられている。                  | 見直し         | プロト作成           |
| 11  |                | 表に記載されている値の数字が全角になっている。         | 見直し           | プロト作成           | 23  |     | 表に類するものの名称。                         | 見直し         | —               |
| 12  |                | 値に“※”や“(注)”などが記載されている。          | 見直し           | プロト作成           | 24  |     | 法案作成時の表の引用表記。                       | 見直し         | —               |

# 表の表記ルールの見直し例① 線による装飾や透明罫線を使用している

**課題の類型の趣旨**

表中の行列の多対1対応の関係性等を”} ”や”]”等の線に意味を持たせた表現で示すのは、視認性としては意味を理解できるが、**機械可読性としては関係性の理解が難しい。**



**表記ルールの見直し案**

“} ”は使用しない。  
同じ値が入るところは欄の結合で表現する（原則）か、省略せずにすべての欄に値を記入する（例外）。

**【現行】**

|                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                |                                     |                            |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|---------|
| 別表第二（第九条関係）                                                                                                                                                                                                         |       | 教育内容                                           |                                     | 単位数                        |         |
| 備考<br>一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。<br>二 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。<br>三 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもつて代えることができる。<br>四 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。<br>五 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。 | 専門分野  | 基礎分野                                           |                                     | 講義又は演習                     | 実験又は実習  |
|                                                                                                                                                                                                                     | 給食の運営 | 栄養と健康<br>栄養の指導<br>食品と衛生<br>人体の構造と機能<br>社会生活と健康 | 保健体育<br>外国語<br>自然科学<br>社会科学<br>人文科学 | 四<br>六<br>八<br>六<br>八<br>四 | 一〇<br>四 |
|                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                |                                     | 二                          |         |
|                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                |                                     |                            |         |
|                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                |                                     |                            |         |

**【改善案】**

|             |       |       |          |         |      |
|-------------|-------|-------|----------|---------|------|
| 別表第二（第九条関係） |       | 教育内容  |          | 単位数     |      |
| 専門分野        | 給食の運営 | 栄養と健康 | 保健体育     | 外国語     | 自然科学 |
|             | 栄養の指導 | 食品と衛生 | 人体の構造と機能 | 社会生活と健康 | 社会科学 |
|             |       |       |          |         | 人文科学 |
|             |       |       |          |         |      |
|             |       |       |          |         |      |
| 四           | 六     | 八     | 六        | 八       | 四    |
|             |       |       |          |         | 二    |
|             |       |       |          |         |      |
|             |       |       |          |         |      |
|             |       |       |          |         |      |
| 一〇          | 四     |       |          |         |      |

# 表の表記ルールの見直し例② 表中の値に省略表現が用いられている

## 課題の種類の趣旨

視認性としては意味を理解できるが、機械可読性としては「同右」等の省略表現が指し示す情報の判別が難しい。さらに、「同右」等の方向により指し示した表現は、法令データの表示段階における縦書き・横書き表示の切替等をした場合、視認性にも課題を生じる。



## 表記ルールの見直し案

表中「同右」「同上」「〃」などは原則使用せず、欄の結合で表現するか、文言を省略せずに明記する（原則）。省略しないことで表記が煩雑になり、視認性が損なわれる場合は要検討。

- ・単に繰り返し表現のものは、結合で階層性を示す。
- ・「同上」等の表記を残す場合には、機械可読の点からは、“同”が何を意味するかをデータに持たせられないか検討を行う。
- ・セル内に部分的にあるもの（「同 〇〇」など）についても検討が必要。

## 【現行】

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

| 補正指数区分            | 率等      |          |
|-------------------|---------|----------|
|                   | A       | B        |
| 補正指数が0.20未満のもの    | 0.6262  | -0.0221  |
| 同上0.20以上0.30未満のもの | 0.6437  | -0.0258  |
| 同上0.30以上0.40未満のもの | 0.7206  | -0.0497  |
| 同上0.40以上0.50未満のもの | 4.7583  | -1.6646  |
| 同上0.50以上0.60未満のもの | 9.2175  | -3.8938  |
| 同上0.60以上0.70未満のもの | 22.3752 | -11.7882 |
| 同上0.70以上のもの       | 28.1465 | -15.8274 |

## 【改善案】

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

| 補正指数区分               | 率等      |          |
|----------------------|---------|----------|
|                      | A       | B        |
| 補正指数が0.20未満のもの       | 0.6262  | -0.0221  |
| 補正指数が0.20以上0.30未満のもの | 0.6437  | -0.0258  |
| 補正指数が0.30以上0.40未満のもの | 0.7206  | -0.0497  |
| 補正指数が0.40以上0.50未満のもの | 4.7583  | -1.6646  |
| 補正指数が0.50以上0.60未満のもの | 9.2175  | -3.8938  |
| 補正指数が0.60以上0.70未満のもの | 22.3752 | -11.7882 |
| 補正指数が0.70以上のもの       | 28.1465 | -15.8274 |



## 表の表記ルールの見直し例③ 法案作成時の表の引用表記（1/2）

### 【現行】

#### 課題の類型の趣旨

法案の体裁に合わせて、表を分割するなど、ワープロソフトでの技巧を要し、**作業性の観点から作業**者、**確認者とも負担が大きい**。また、引用した表が縦・横で複数ページにわたるなど、**視認性としても読みづらいと考えられる場合がある**。**機械可読性としては、引用した表がページの切れ目でデータが分割されていると、データ利活用は困難である**。

- ・ カギ括弧（「」）で引用された表が、地の文の字句に対して中央に来るよう、表の行数の偶数・奇数に応じて0.5行単位でワープロで調整
- ・ 引用された表がページをまたいで折り返す部分は、テキストデータがつながっていないため、ページの切れ目で区切りつつ入力。
- ・ 法案作成過程で行数・文字数が増えたら、レイアウトのやり直し。ページをまたいで1字ずつ調整

める。

八十二 削除

別表第二の十の項第四欄中「児童福祉法による」の下に「児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」を加え、同表の二十一の項を次のように改める。

二十一 削除

別表第二の二十七の項中

都道府県知事

障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

法務大臣

都道府県知事

|        |                         |                      |
|--------|-------------------------|----------------------|
| 都道府県知事 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係事務省令で定める母子及び父子 |
|--------|-------------------------|----------------------|

に改め、同表の三十の項中

|                       |
|-----------------------|
| 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの  |
| 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの |

|      |                |                    |
|------|----------------|--------------------|
| 市町村長 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 法による資金に係る情報であつめるもの |
| 市町村長 | 特別児童扶養         | に係る情報又は介護情報であつめるもの |
| 市町村長 | 住民票関係情報        | に係る情報であつめるもの       |

市町村長

地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

情報であつて主

## 表の表記ルールの見直し例③ 法案作成時の表の引用表記（2/2）

### 表記ルールの見直し案

表の一部を改正する改め文や、表の一部を読替える条文において、対象となる表の範囲を指定する際には、①引用箇所を表の項・欄で指定して引用するのが基本とする。②表の項・欄で指定するのが困難であり、カギ括弧（「」）で区切って引用する場合には、引用の前で改行を行い、カギ括弧で引用した一連の文章を、頁の上下の変わり目で複数頁にわたる分割が生じないようにする。

- ・ 表の一部をカギ括弧（「」）で引用する際は、引用の前で改行を行うことを認めることとし、カギ括弧（「」）で引用した表が行をまたいで折り返すことがないようにする。
- ・ 特に作業性（法令改正等における業務負担）に大きな改善が期待される。

### 【改善案】

- ① 引用箇所を表の項・欄（行・列）で指定して引用する  
（イメージ（※前ページの事例から抜粋））

「 別表第二の十の項第四欄中「児童福祉法による」の下に「児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」を加え、」

※表の構造によっては項・欄で引用箇所を指定しにくい。表の引用箇所を項・欄で指定しやすいようにするための見直しを併せて進める必要。

- ② （①が難しい場合）引用の前で改行を行う  
（イメージ）

|                       |                      |                       |  |                       |  |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| に改め、<br>……            |                      | を                     |  | 別表二の二十七の項中            |  |
| 都道府県知事                | 法務大臣                 | 都道府県知事                |  | 都道府県知事                |  |
| 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの | 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの | 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの |  | 障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの |  |

# 表のXMLスキーマの見直し案の検討について

## 検討対象

- ・表の構造データ化に向け、法令データに関する現行のXMLスキーマ（法令標準XMLスキーマ、e-LAWS DTD）について、見直し案を検討

※法令標準XMLスキーマ：法令の構造をXMLで記述するために定義したスキーマ。値の範囲指定など、DTDよりも詳細な定義が可能。

※e-LAWS DTD：e-LAWSに登録される法令XMLデータの文書構造（どのような名前の要素や属性を使うのかなど）を定義したもの。

## 検討方針

- ・見直し案の検討に当たっては、スキーマ変更の影響の大きさを鑑み、**現在のスキーマについて根本的な変更は行わず部分的な再定義を試みる方針で検討を行った。**
- ・検討したXMLスキーマの**見直し案については**、表記ルール見直しの結果も踏まえ、**プロトデータの作成による実証**を行った。

## (参考) e-LAWS DTDに定義されている要素・属性・値 (表関係)

| 要素                       |      | 属性                                         |                     | 値          |      |
|--------------------------|------|--------------------------------------------|---------------------|------------|------|
| <b>TableStruct</b>       | 表項目  | —                                          | —                   | —          | —    |
| <b>TableStructTitle</b>  | 表項目名 | WritingMode                                | 行送り方向               | vertical   | 縦書き  |
|                          |      |                                            |                     | horizontal | 横書き  |
| <b>Table</b>             | 表    | WritingMode                                | 行送り方向               | vertical   | 縦書き  |
| <b>TableRow</b>          | 表欄名項 |                                            |                     | horizontal | 横書き  |
| <b>TableHeaderColumn</b> | 表欄名  | —                                          | —                   | —          | —    |
| <b>TableColumn</b>       | 表欄   | BorderTop<br>/BorderBottom<br>/BorderRight | 上罫線<br>/下罫線<br>/右罫線 | solid      | 実線   |
|                          |      |                                            |                     | none       | 無    |
|                          |      |                                            |                     | double     | 二重線  |
|                          |      |                                            |                     | dotted     | 点線   |
|                          |      | rowspan                                    | 項結合                 | —          | —    |
|                          |      | colspan                                    | 欄結合                 | —          | —    |
|                          |      | Valign                                     | 項位置                 | top        | 上寄せ  |
|                          |      |                                            |                     | middle     | 中央寄せ |
|                          |      |                                            |                     | bottom     | 下寄せ  |
|                          |      | Align                                      | 欄位置                 | top        | 上寄せ  |
|                          |      |                                            |                     | middle     | 中央寄せ |
|                          |      |                                            |                     | bottom     | 下寄せ  |

※「別表」は「AppdxTable」として別途定義

# XMLスキーマの見直し例① 表の結合の処理（課題：行や列を結合した表になっている）

## 課題の類型の趣旨

表の行列が結合された状態では、視認性としては結合の意味合いを理解できるが、機械可読性としてはデータを取得した際にどのような意味合いがあるのかが分からない。

## 【現行】

附則別表第一

| 一 飼養又は保管をする犬の頭数 | 二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数 | 三 飼養又は保管をする猫の頭数 | 四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数 |
|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 一頭              | 一頭                 | 三十九頭            | 三十四頭               |
|                 |                    | 三十八頭            | 三十三頭               |
| 二頭              | 二頭                 | 三十七頭            | 三十二頭               |
| 三頭              | 三頭                 | 三十六頭            |                    |
| 四頭              |                    | 三十五頭            | 三十一頭               |
|                 |                    | 三十四頭            | 三十頭                |
| 五頭              | 四頭                 | 三十三頭            | 二十九頭               |
| 六頭              | 五頭                 | 三十二頭            | 二十八頭               |
| 七頭              | 六頭                 | 三十一頭            | 二十七頭               |
|                 |                    | 三十頭             | 二十六頭               |
| 八頭              | 七頭                 | 二十九頭            | 二十五頭               |

結合されたセルについて、データ上は値が入っておらず、機械には「値がない」のか「同じ値が入る」のか判読できない

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）

## 見直し案

XMLスキーマの結合を表す属性に、表中に記載された値がデータ上、どのように関係するのかを示すための「値」を定義する。

“**TableColumn**”要素に“**spantype**”属性を追加して、“spantype”属性の値（value）として以下の2つの要素を定義する。

- 1.**fill**：結合したセル全てに同じデータが入る
- 2.**first**：結合したセルのうち、最初のセルにデータが入る

## 【スキーマへの追加案】

```
<xs:attribute name="spantype" type="xs:string" />
<xs:simpleType>
  <xs:restriction base="xs:NMTOKEN">
    <xs:enumeration value="fill" />
    <xs:enumeration value="first" />
  </xs:restriction>
</xs:simpleType>
</xs:attribute>
```

| 見直しの観点 |         | 評価                              |
|--------|---------|---------------------------------|
| 視認性    |         | 官報に近い表示が可能                      |
| 機械可読性  |         | 結合されたデータの意味合いが判読しやすくなる。         |
| 作業性    | 法令案作成段階 | 作業負荷にはならない                      |
|        | データ整備段階 | 結合の意味合いの確認及び確認結果を踏まえた属性・値の追加が必要 |

## XMLスキーマの見直し例② 階層構造の処理（課題：階層のある値を表の中で並列に記載している）（1/2）

### 課題の類型の趣旨

表中の同じセル内に階層が異なる情報が記載されている場合に、官報上は「字下げ」により階層の違いが表現されているが、法令データにする際に字下げが失われている場合があり、視認性としては官報で示されていた階層の違いが分からなくなっており、機械可読性としてもデータの階層の違いが分からなくなっている。

イロハと(1)(2)(3)が、表示上もデータ上も並列になっている（データ上、“Sentence”で表現している）

### 【官報】

| 第十條の四の三 法第四十八條第十六項第二号の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる建築物に対応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物                                                                        | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 一 令第三十條第二項第一号に掲げる建築物                                                       | イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。<br>ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とする。<br>ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。<br>ニ 排気口は、道路（法第四十二條第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号ハ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。<br>ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。<br>ヘ 専ら喫煙の用に供するための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。<br>ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある構、柵その他これらに類するものを、敷地内に設けないこと。<br>チ 商品陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。<br>リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施錠して保管する場合においては、この限りでない。<br>ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。<br>ル 午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。<br>(1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。<br>(2) 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。<br>(3) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。<br>(4) 屋外広告物の照度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。<br>(5) 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とすること。 |

### 【e-Gov法令検索】

| 第十條の四の三 法第四十八條第十六項第二号の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる建築物に対応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物                                                                        | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 一 令第三十條第二項第一号に掲げる建築物                                                       | イ 敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとする。<br>ロ 店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とする。<br>ハ 敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。<br>ニ 排気口は、道路（法第四十二條第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号ハ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとする。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。<br>ホ 生鮮食品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。<br>ヘ 専ら喫煙の用に供するための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。<br>ト 道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある構、柵その他これらに類するものを、敷地内に設けないこと。<br>チ 商品陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。<br>リ ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施錠して保管する場合においては、この限りでない。<br>ヌ 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。<br>ル 午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。<br>(1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。 |



## XMLスキーマの見直し例② 階層構造の処理（課題：階層のある値を表の中で並列に記載している）（2/2）

## 見直し案

上位階層の内容と下位階層の内容を、入れ子構造で表現することで、データを取得する際に、階層構造となっていることを明確にする。

- ・順番にルールを持たない”UnOrderedList”要素を追加し、”UnorderedList”要素と”List”要素を用いて表現する。
- ・“List”要素の中に”List”要素が入る構造をとることで、シンプルなデータ構造とする。

### 【スキーマへの追加案】

```
<xs:element name="UnorderedList">
  <xs:complexType>
    <xs:choice minOccurs="1" maxOccurs="unbounded">
      <xs:element ref="List"/>
      <xs:element ref="ListSentence"/>
      <xs:element ref="UnorderedList"/>
    </xs:choice>
  </xs:complexType>
</xs:element>
```

※ “List”の代わりに使用する場合には、<xs:element ref=“List”/>が定義されている箇所に<xs:element ref=“UnorderedList”/>を追加するなどの対応が必要。

| 見直しの観点 |         | 評価                                      |
|--------|---------|-----------------------------------------|
| 視認性    |         | 官報に近い表示が可能                              |
| 機械可読性  |         | データの階層構造が明確化                            |
| 作業性    | 法令案作成段階 | 作業負荷にはならない                              |
|        | データ整備段階 | “UnOrderedList”要素や“List”要素での票きなどの作業が生じる |

## 【現在のXMLデータ】

```
<tableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">—令第三十条第二項第一号に掲げる建築物</Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
  <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">イ敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとすること。</Sentence>
  <Sentence Num="2" WritingMode="vertical">ロ店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とすること。</Sentence>
  <Sentence Num="3" WritingMode="vertical">ハ敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の
  <Sentence Num="4" WritingMode="vertical">ニ排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号へ及び第三号ル
  <Sentence Num="5" WritingMode="vertical">ホ生鮮食料品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。</Sentence>
  <Sentence Num="6" WritingMode="vertical">ヘ専ら喫煙の用に供するための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。</Sentence>
  <Sentence Num="7" WritingMode="vertical">ト道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塀、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。
  <Sentence Num="8" WritingMode="vertical">チ商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。</Sentence>
  <Sentence Num="9" WritingMode="vertical">リごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施設して保管する場合におい
  <Sentence Num="10" WritingMode="vertical">ル電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の
  <Sentence Num="11" WritingMode="vertical">ル午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。
  <Sentence Num="12" WritingMode="vertical">(1) 隣地境界線に沿って車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。</Sentence>
  <Sentence Num="13" WritingMode="vertical">(2) 店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料
  <Sentence Num="14" WritingMode="vertical">(3) 隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。</Sentence>
  <Sentence Num="15" WritingMode="vertical">(4) 屋外広告物の輝度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。</Sentence>
  <Sentence Num="16" WritingMode="vertical">(5) 屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とする。
</TableColumn>
</tableRow>
```



### 【見直し案のプロトデータ】

```
<TableRow>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<Sentence Num="1" WritingMode="vertical"></Sentence>
</TableColumn>
<TableColumn BorderBottom="solid" BorderLeft="solid" BorderRight="solid" BorderTop="solid">
<UnOrderedList>
<List>
<ListSentence><Sentence Num="1" WritingMode="vertical">敷地は、幅員が、道路の用途に供するに必要と認められる敷地内には、専ら飲食料品の加工の用に供する喫煙の用に供する道路の見通しに支障を及ぼす商品陳列、又はごみ置場は、屋外に電気冷蔵庫若しくは

前頁でイ・ロと“(1)・(2)”が並列に記載されている箇所を、“UnOrderedList”要素及び“List”要素を用いて表現。上位階層となるイ・ロと下位階層となる(1)・(2)を入れ子構造で表記することで、データを取得する際に階層構造となっていることが明確化


```

# 構造化が困難な事例 1つのセルに斜線が複数ある例（課題：斜線により項目を分割している）

## 課題の類型の趣旨

斜線による分割で複数の項目を表現するのは、官報上の視認性は意味を理解できるが、機械可読性としては斜線による分割の処理は困難であり、法令データの表示段階での再現が難しく視認性に課題を生じている。

### 【官報】

（投票所経費）

第四條 投票所経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

| 投票区<br>の選挙人数 | 区市町村   |           | 区      |           | 市      |           | 町      |           | 村      |           |
|--------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
|              | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 |
| 二万人以上        | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    |
| 一万五千人以上      | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    |
| 一万千人以上       | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    |
| 一万五千人未満      | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    |
| 一万人未満        | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    |
| 五千人以上        | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    |
| 千人以上         | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    |
| 五百人以上        | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    |
| 五百人未満        | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    |

### 【e-Gov法令検索】

（投票所経費）

第四條 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げる通りとする。

| 投票区<br>の選挙人数 | 区市町村   |           | 区      |           | 市      |           | 町      |           | 村      |           |
|--------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
|              | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 | 平日     | 日曜日<br>休日 |
| 二万人以上        | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    |
| 一万五千人以上      | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    | 二、五〇〇円 | 二、五〇〇円    |
| 一万千人以上       | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    | 二、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円    |
| 一万五千人未満      | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    |
| 一万人未満        | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    |
| 五千人以上        | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    | 七、〇〇〇円 | 七、〇〇〇円    |
| 千人以上         | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円    |
| 五百人以上        | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円    |
| 五百人未満        | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円    |

## 見直し案

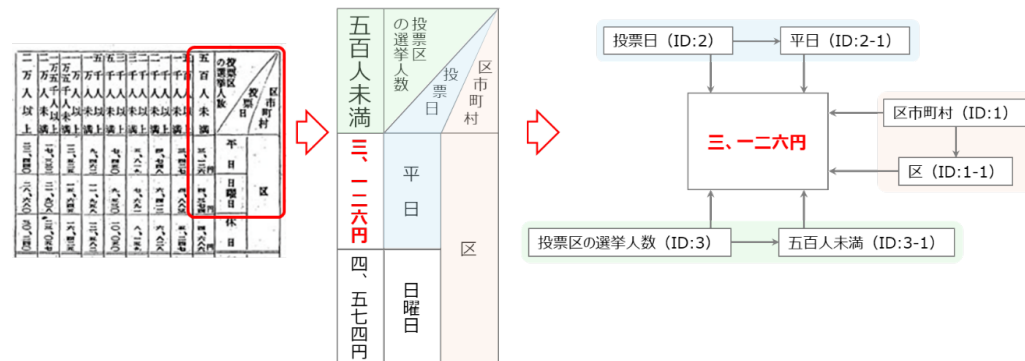
1つのセルに項目を分割する斜線が複数ある本事例は、法令データ整備段階での対応は困難。構造化するには、法令立案段階において表を分割する等の抜本的な見直しが必要

本事例については、①表を正規化しようとした場合は項目と値が混在する表となり、②項目にIDを付与してデータ面で構造化しようとした場合も項目と値の関係性を示すのが困難であった。

### ①表の正規化の検討図

| 区市町村 | 投票日 | 選挙人数  | 値      |
|------|-----|-------|--------|
| 区    | 平日  | 五百人未満 | 三、一二六円 |
| ...  | ... | ...   | ...    |

### ②項目へのID付与の検討図





# 図・様式の課題類型及び検討結果の概要

## 図・様式の課題に係る検討

- ・図については、画像データとなっている類型を整理したが、その中には、画像データでしか表現できない（構造化が困難）と思われるものが多く見られた。
- ・様式については、様式自体の構造化を検討するのではなく、行政手続のオンライン化の進展に伴い必要性が見直されると考えられるため、オンライン化（フォーム化）の支障となりそうなものについて類型化を行った。

| No. | 図の課題類型                  |
|-----|-------------------------|
| 1   | テキストを画像データとして表示している     |
| 2   | 数式の内容を画像データとして表示している    |
| 3   | イラストなどの図で詳細を説明している      |
| 4   | 様式などを「図」として画像データで表示している |

| No. | 様式の課題類型       | No. | 様式の課題類型                    |
|-----|---------------|-----|----------------------------|
| 1   | 申請時に必要な押印     | 6   | 拓本の添付                      |
| 2   | 届出の訂正時等に必要な押印 | 7   | 図の作成、該当箇所の図示               |
| 3   | 署名・自署         | 8   | 変更内容を朱書きで残す                |
| 4   | 収入印紙の貼付       | 9   | 順番を示す矢印など項目以外に様式に記載されている表記 |
| 5   | 写真の添付         |     |                            |

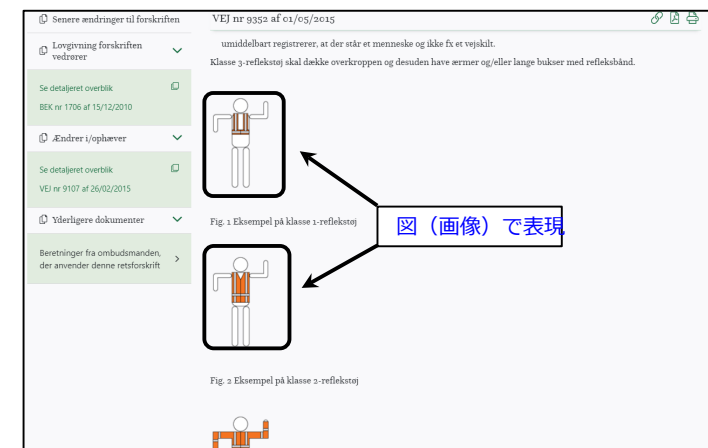


## 見直しの方向性

- ・図及び様式については、単に表を「図」としているなど構造化が可能と考えられるものは構造化を図るが、画像データ以上に構造化することが困難なものは画像データのままとする
- ・一方で、法令立案段階の作業性や、データ利活用の観点から、
  - ①一部改正の対象等になりうる図及び様式中のテキストデータをメタデータとして付与
  - ②図及び様式に利活用のためのIDを付与の対応を検討すべきと考える

(参考)

- ・図については、法令情報のデジタル化が進んでいるデンマーク等においても画像ファイル（PNG）を利用している



## 改正規定の見直しについて

# 改正規定の見直しに係る調査研究内容（概要）

## 目的

- 改正法令の作成や、改正法令から現行法令への溶け込みについて、**システム化の課題となる改正手法上の課題について、課題を類型化**。このうち、新たな法制事務システムの法令編集機能（エディタ）の開発等を見据え、特に**府省令・規則の「改正対照表」について、標準化に向けた見直し案の検討**まで実施
- 法制事務デジタル化の文脈では、改正規定のデジタル化に向けた標準化を実施し、新たな法制事務システムの法令編集機能（エディタ）の開発されること等により、法令立案段階の作業性の向上等の実現が期待される。

## 実施方法

### ①実態調査・課題の類型化

- 平成29（2017年）1月1日から令和4（2022）年11月10日までの間に公布された**一部改正法令9,693件のうち、機械的な溶け込みが行えなかった（照会を要した）ものについて、課題を類型化**

| 公布年       | 公布法令件数 |        | 照会発生率 |        |
|-----------|--------|--------|-------|--------|
|           | 法律・政令  | 府省令・規則 | 法律・政令 | 府省令・規則 |
| 平成29年     | 415    | 953    | 2.2%  | 5.0%   |
| 平成30年     | 469    | 961    | 1.9%  | 2.5%   |
| 平成31/令和元年 | 469    | 1381   | 2.1%  | 2.2%   |
| 令和2年      | 460    | 1374   | 2.0%  | 2.4%   |
| 令和3年      | 437    | 1181   | 2.5%  | 2.7%   |
| 令和4年      | 513    | 1080   | 3.7%  | 4.5%   |

### ②「改正対照表」に係る見直し案の検討

- 改正規定のうち、特に**府省令・規則の「改正対照表」について、府省等ごとの表記パターンを比較分析**
- 分析結果を踏まえ、視認性・作業性・機械可読性の観点から、**標準化に向けた見直しの項目（論点）を整理、当該項目（論点）に係る見直し案を提案**

# 機械的な溶け込みが困難な改正規定の課題類型（概要）

## 概要

・一部改正法令から溶け込み条文を**機械的に作成を行うことが困難であった事象**を類型化した上で、当該事象の原因となった**改正規定に関する課題**について類型化を行った。

※改正規定に係る課題のほか、官報の視認性に係る課題（表・様式・図等の文字が小さい等）もあった

| No. | 機械的な溶け込みが困難な事象                              |
|-----|---------------------------------------------|
| 1   | 施行日の分別が困難（施行期日に関する規定の読み方に迷う）                |
| 2   | 溶け込ませ順の判断が困難                                |
| 3   | 調整規定の適用・官報正誤の反映を行う場合における他法令（施行済みのものを含む）への影響 |
| 4   | 官報正誤の対象箇所の捉え方に迷う                            |
| 5   | 改正規定が溶け込まない                                 |
| 6   | 溶け込むが、起案者の意図のとおり溶け込み方になっているか疑義がある           |

| No. | 分類              | 規定に関する課題の類型                                         |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 1   | 施行期日に関する規定      | 1つの改正規定について、部分的に施行日を異なるものとする場合など、施行期日に関する規定の読み方が難しい |
| 2   | 他法令による溶け込み順への影響 | 他法令により改正済み（公布時点で把握可能なケース）で、改正が溶け込まない                |
| 3   |                 | 他法令により改正済み（公布時点では把握できないケース）で、改正が溶け込まない              |
| 4   | 調整規定            | 調整規定については、調査の上、適用の有無を判断する（改正規定の適用の有無が決まるケースがある）     |
| 5   | 官報正誤            | 正誤の反映については、調査の上、その影響範囲を判断する                         |
| 6   |                 | 正誤の対象箇所の示し方（官報のページ数、行数等をもって示す）                      |
| 7   | 改正規定            | 縦書き、横書きその他の体裁の違いにより溶け込まない                           |
| 8   |                 | 改正規定（ルールどおりに溶け込ませることができないケース）                       |
| 9   |                 | 改正規定（ルールどおりの溶け込ませてよいのか疑義があるケース）                     |
| 10  |                 | 改正対照表方式による改正規定（溶け込まないケース、改正箇所が分かりづらいケースなど）          |
| 11  |                 | その他（①かぎ括弧 ②様式）                                      |



# 「改正対照表」について

## 用語

- ・府省令・規則に係る改正規定として作成される「改正対照表」については、府省等により「新旧対照表」と呼称する例もあるが、本資料においては、法律案・政令案に附属資料として添付する「新旧対照表」との区別を明確にするため「改正対照表」との呼称を用いて記述する。

## 経緯

- ・改正対照表については、「改正対照表を用いた改正方式について（意見照会）」（平成15年9月1日内閣法制局長官総務室第一課長事務連絡）等において内閣法制局が取りまとめた案が各府省等に示された経緯があるが、当時、当該案は実際に導入されるには至らなかった。
- ・その後、平成28年3月の国家公安委員会規則の改正における改正対照表方式の導入を皮切りに、各府省等の府省令・規則の改正において、改正対照表が順次導入されてきた。
- ・各府省等が導入した改正対照表の作成方法は、府省等ごとに判断されてきた。

# 改正対照表の作成方法に係る比較分析

- ・改正対照表の作成方法について、先述の**内閣法制局案と、各府省等の実例・資料を参考に把握した府省等ごとの作成方法**について、どのような差異があるかについて、大きく**4つの指標から、比較分析**を実施

## 比較分析の指標

- 1 本文の書き方**  
改正文と呼ばれる柱書きについて改め文方式による場合と異なる表現とするかどうか  
表の見方に係る柱書き（改正文の次に付される柱書）の有無  
表の見方に係る柱書を改正内容により使い分けを要するか否か
- 2 改正対照表の配置**  
表の配置  
新旧欄の名称・配置の仕方  
備考欄の有無・その名称・配置の仕方
- 3 改正対照表の配字・改正対象外の箇所の表し方**  
略の表記の仕方（略の示し方、略とする範囲の設定の仕方）  
注記としての「同上」を用いるか
- 4 傍線の付し方・改正の表し方**  
傍線の種類・使い分け  
条項号の追加や抹消がある場合の表記の仕方（「（新設）」など）

## 比較分析の結果

| 大分類 | 小分類 |    | 府省等                                       | 摘要（A1との差分）                            |
|-----|-----|----|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 法制局 | 内閣府 | A1 | 内閣府 警察庁 金融庁<br>財務省 文科省 防衛省<br>国家公安委員会 法務省 | —                                     |
|     | 総務省 | A2 | 総務省 外務省                                   | 注記の書き方                                |
|     | 経産省 | A3 | 経産省                                       | 二重傍線の用い方                              |
| 農水省 | 農水省 | B1 | 農水省                                       | 注記の書き方、二重傍線の用い方 備考欄なし                 |
|     | 環境省 | B2 | 環境省 海上保安庁                                 | 注記の書き方、備考欄なし                          |
|     | 復興庁 | B3 | 復興庁                                       | 注記の書き方 備考欄なし<br>二重傍線を用いない             |
| 厚労省 | 厚労省 | C1 | 厚労省                                       | 本文なし（括弧書き）、注記の書き方<br>二重傍線を用いない。 備考欄なし |
|     | 国交省 | C2 | 国交省                                       | 本文の書き方、注記の書き方                         |
| 規制庁 |     | D  | 原子力規制庁                                    | 本文の書き方、構成、二重傍線の用い方                    |

※府省等の作成方法が実例・資料等から確認できた府省等について分類を行った。傾向を整理したものであり、これらの分類が該当しない府省令・規則がある場合がある。以下同じ。



# 改正対照表の作成方法の提案に係る主な項目（論点）

・改正対照表の作成方法について、提案を検討した主な項目（論点）は次のとおり

| No. | 分類        | 作成方法の提案に係る主な項目（論点）                                                                                        |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 構成        | 題名（改め文方式と同様とする）                                                                                           |
| 2   |           | 本文（既存の特定の法令の一部を改正する旨の柱書（改正文））                                                                             |
| 3   |           | 本文（表の説明に係る柱書）                                                                                             |
| 4   |           | 表（改正対照表。備考を置く場合は、表の末尾）                                                                                    |
| 5   |           | 附則                                                                                                        |
| 6   | 二段ロケットの採否 | 二段ロケット方式を採用することができる。                                                                                      |
| 7   |           | 改め文方式と同様に、施行期日ごとに条建てとする。                                                                                  |
| 8   | 改め文併用の可否  | 一部改正府省令等中においては、改め文と改正対照表は併用できるものとする。ただし、一の条（項建ての附則にあっては、項）中において、改め文の後に改正対照表を配置することはしないこととする。              |
| 9   |           | 併用する改め文については、改め文方式のルールにのっとったものとする。                                                                        |
| 10  |           | 図及び様式については、改め文方式により全部改正を行うことを原則とする。様式中の特定の文字列のみを一部改正する場合で、改め文を用いたほうが改正箇所を特定しやすい場合には、改め文方式による様式の一部改正としてよい。 |

| No. |             | 作成方法の提案に係る主な項目（論点）                                                                                                                                     |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11  | 改正対象字句の示し方  | 表内の条文は昇順で配置する。                                                                                                                                         |
| 12  |             | 改正対象文字列について傍線を付す。共通見出しを当該条の固有の見出しとし、又は条固有の見出しを共通見出しとする場合は、文字列としての変動がない場合であっても、傍線を付す。                                                                   |
| 13  |             | 改正対象文字列の捉え方（傍線を付す範囲）は改め文形式と同様に、一つの独立した意味を持つ字句を単位として捉えることとする。ただし、同一の対象文字列が複数存在し、そのうちのいずれかを捉えるに当たって前後の文字列を巻き込む必要はない。「削る」「加える」場合には、上下の欄に対応する傍線部分はないものとする。 |
| 14  |             | 改正対象を含まない条については、原則として、表中に掲げない。章名、条等の新設に当たり、当該箇所の特定に必要な場合には、見出し及び条名を掲げ、条文の部分は「略」とする。                                                                    |
| 15  |             | 改正対象を含まない項号については、改正後欄・改正前欄ともに、条文は掲げずに、「略」とする（「同上」は用いない。）。複数の項・号については、「2・3 略」「5～7 略」のように表記する。                                                           |
| 16  | 注記は〔 〕書きで示す | 注記は〔 〕書きで示す                                                                                                                                            |
| 17  |             | 条項号等を加え、又は削る場合には、対象の条名・項番号（又は項番号相当の番号）・号名に対応する箇所に、「条を加える」・「項を加える」・「号を加える」・「条を削る」・「項を削る」・「号を削る」等の注記を置く。                                                 |
| 18  |             | 目次の改正においては、目次の新設・廃止の場合には、「目次を加える」・「目次を削る」という注記を置くが、例えば「第〇章 〇〇〇」を加える等の一部改正の場合には、注記は置かない。                                                                |

## 改正対照表の作成方法の見直し例① 二段ロケット方式の採否

### 府省等の差異の状況

- ・二段ロケット方式を採ることができるものとし、同方式を採る場合は、第一表・第二表というように、改正期日ごとに表を分けることとするもの（法制局）
- ・別建ての省令等とすることを原則とし、例外的に二段ロケット方式を用いることを許容するもの（国交省）
- ・二段ロケット方式を採る場合は改め文方式を用いることとするもの（防衛省）
- ・原則として多段階施行は行わないこととするもの（厚労省）



### 作成方法の見直し案

- ①二段ロケット方式を採ることができる
- ②改め文方式と同様に、施行期日ごとに条建てとする

- ・各府省等の実例においては、二段ロケット方式を原則として用いないこととしている例も見られた。一方、実際の官報公布府省令等の事例では、いわゆる二段ロケット方式を用いている事例があったことから、二段ロケット方式を用いるべきケースが一定程度存在するものとして、これを採り得る手法として整理することとした
- ・改正規定と施行期日の関係性の表現のしやすさを考慮し、改め文方式と同様、施行期日異なる場合は条を分けるべきと考えた。

※二段ロケット方式：一の改正法令において、被改正法令の同一の条項等に対し、複数の施行日に分け、多段階で改正を行う手法

# 改正対照表の作成方法の見直し例 改正対象字句の示し方 (1/2)

## 府省等の差異の状況

- ・ 傍線、二重傍線、破線囲みを用いることとしているもの（8府省等）
- ・ 傍線、二重傍線を用いることとしているもの（3府省等）
- ・ 傍線を用いることとしているもの（厚労省、国交省）

- ・ **傍線を用いるケース**としては、改正部分に傍線を付すもの（法制局その他）が多いが、注記（全部改正を行う箇所である旨を示すための二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線）として付すものもある。
- ・ **二重傍線を用いるケース**としては、標記部分に付し、全部改正や繰上げ下げを示すこととするもの（法制局その他）が多いが、改正対象の様式に既に下線が付されている場合に、改正箇所であることを示すために二重傍線を用いることとするものもある。
- ・ **破線囲みを用いるケース**としては、規定、別表、様式等の複数行にわたる改正の際に用いることとするもの（法制局その他）が多いが、章名等を付す箇所を示すために用いられることもある。

←二重傍線・破線囲みは、機械可読性が下がるため、これらの方法は用いないことが望ましい



## 作成方法の見直し案

- ① 表内の条文は昇順で配置する。
- ② 改正対象文字列について傍線を付す。共通見出しを当該条の固有の見出しとし、又は条固有の見出しを共通見出しとする場合は、文字列としての変動がない場合であっても、傍線を付す。
- ③ 改正対象文字列の捉え方（傍線を付す範囲）は改め文形式と同様に、一つの独立した意味を持つ字句を単位として捉えることとする。ただし、同一の対象文字列が複数存在し、そのうちのいずれかを捉えるに当たって前後の文字列を巻き込む必要はない。「削る」「加える」場合には、上下の欄に対応する傍線部分はないものとする。
- ④ 改正対象を含まない条については、原則として、表中に掲げない。章名、条等の新設に当たり、当該箇所の特定に必要な場合には、見出し及び条名を掲げ、条文の部分は〔略〕とする。
- ⑤ 改正対象を含まない項号については、改正後欄・改正前欄ともに、条文は掲げずに、〔略〕とする（〔同上〕は用いない。）。複数の項・号については、「2・3〔略〕」「5～7〔略〕」のように表記する。

※二重傍線、破線囲みは用いない（二重傍線で示されている全部改正・繰り上げ下げは、傍線を条の全部に引くこと等をもって識別する）

## 改正対照表の作成方法の見直し例 改正対象字句の示し方 (2/2)

【現行】

[illegible]

### 【見直し案適用イメージ】

[illegible]



## 改正対照表の作成方法の見直し例③ その他（一部改正の一部改正）（1/2）

### 府省等の差異の状況等

- ・ 令和5（2023）年2月から4月までの官報公布省令（複数省庁による共管のものを除く。）を調査したところ、320件のうち、一部改正の一部改正は19件、そのうち、改正対照表の部分の改正は5件
- ・ 一部改正府省令等のうちの改正対照表方式による改正規定部分に係る一部改正については、改め文方式で行い、表の全部改正又は一部改正の方法をとっている例がある
- ・ 中には、「改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し」というように、改正前欄の規定を改正後欄へスライドさせる旨の指示と見受けられるものもあった



### 作成方法の見直し案

- ① 改め文方式で改正する。
- ② 表の全部改正又は表の一部改正の方法を採る。
- ③ 表の中の字句を捉える一部改正の方法を採っても②に比べて分かりやすさを損なわない場合には、字句を捉える一部改正の方法を採る。

（参考）

- ・ 表の全部改正の事例：予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第二十七号）

## 改正対照表の作成方法の見直し例③ その他（一部改正の一部改正）（2/2）

(参考)

- ・表の一部改正について、実際の省令を参考に作成したサンプル
- ・「（略）第三十四条の二の六の改正規定を次のように改める。」、「（略）第三十六条の三の二として一条を加える改正規定（同上第五項に係る部分に除く）を次のように改める。」等として、当該部分の表を記述する形で規定

【サンプル】

5) 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理  
区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措  
置を講じなければならない。この場合においては、第三十六  
条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内に一回、定期的に、個人サンプリング測定等  
により、特定位置の物質の濃度を測定し、前項第一号に定める  
ように、特定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用  
保護具を使用させること。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を、使  
用させる場合は、一年以内に一回、定期的に、当該呼吸  
用保護具が適切に装着されていることを前項第二号に定める  
方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保  
存すること。

三 当該場所において作業の一部を請負人に請け負われる場  
合にあつては、当該請負人に對し、第一号の呼吸用保護具  
を使用するを要がある旨を周知させること。

（同条第五項に係る部分に限る。）を次のように改める。

第五條の表特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六條の三の二として、一條を加える改正規定

第三十四条の二の六、法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第一号一から七までに掲げる物及び令別表第三号に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一・四・ジクロロ二ニブテリル鉛、一・三・ブタジエン、一・三・ニプロバニスルトン、端頭ジエチル、令別表第三号に掲げる物、令別表第四号に規定する鉛化合物、令別表第五号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六号に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることに限り、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害する重量パーセントの通知を、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方当事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリストアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通じなければならない。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働

第三条の表労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六の改正規定を次のように改める

第三十四条の二の六の改正規定を次のように改める。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことが出来る。

(新設)

【サンプルによる被改正省令】

(号外第 116 号)

第三十四條(二)の七 リスタヤセメントは、次に掲げる期間に行つたものとする。

一 リスタヤセメントに対する原料等として使用し得る。又は受手となる。

四 型立て用液及び固形物を用いておける本項上の注意

五(六) 類へ。法第五十七條の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三十四條(二)の八 法第五十七條の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

令別第一項、号よりイまでに掲げる物及び令別第八に掲げる物については、バセントを通知しなされるならない。

(イ) スクアセメントの実験時期)

[illegible]

令和 4 年 5 月 31 日 火曜日 官 報 (号外第 116 号) 3

[illegible][illegible]



## 本調査研究の成果、今後の取組

# 本調査研究の成果、今後の取組

## 本調査研究の成果

- ・ 法令構造の構造データ化については、特に「表」に係る表記ルール及びXMLスキーマについて、具体的な見直し案を提示することができた。
- ・ 改正規定の見直しについては、機械的な処理が困難な改正規定の課題を整理するとともに、改正対照表についてはデジタルに適合的な標準化に向けた項目（論点）ごとに具体的な見直し案を提示することができた。

## 今後の取組への期待

- ・ 今後、総務省・デジタル庁による法制事務デジタル化が、内閣法制局、国立印刷局、各府省等との連携を深めながら取り組みが進むことを期待する。